

# 上代国語における柱の性格について(1) —古事記・日本書紀・祝詞・万葉集・風土記—

池 田 俊 彦

## The Usage of “HASHIRA” in the Ancient Literature (1)

Toshihiko IKEDA

Even now we have the particular religious pillar “Shin-no-Mihashira” in Ise-shrine, and the usage to suffix “Hashira(pillar)” after a numeral in counting gods. These kinds of particular “Hashira” had already existed in the 8th century literature, and were based on native architectures before importing of Buddhism architecture style. This paper is the first part of a fundamental study on “Hashira” in ancient Japan.

### 序

伊勢神宮正殿の「心の御柱」に象徴される様に、柱は上代において特殊な意味を持っていた。また平城宮遺構の発掘調査からも、当時の先進技術として礎石柱が存在していたにも拘らず、旧態依然とした掘立柱の痕跡が確認されており、神や貴人を、「柱」を伴った数詞で記す例も考慮すると、当時柱に対し特別な感情があったことが推察される。外来文化への我が国の対応の仕方を重視する筆者の立場から、中国大陸様式流入以前の自国の性格が色濃く反映している表題文献の中に上代人の柱に対する感情を見出し、在来文化と外来文化との取捨選択を考察する一要素として把える事が本稿の目的である。この主題については、先に概略を発表したが、ここでは風土記を加え5文献<sup>2)</sup>とし、新たに全体を詳述し、まとめたいと思う。本稿の方法としては、5文献中の漢字「柱」の全ての記述を抜粋し、<sup>3)</sup>各々の性格を論じまとめた。また、表記上明らかで無くとも、柱を記述すると思われるものも付記した。

### I. 言語上の「柱・ハシラ」

漢字「柱」は、日本書紀の唯3種を除いて常にハシラと訓まれる程に両者の関係は強い。先に述べた神・貴人の数詞としての「柱」が当時既に慣例的に常用され、本来の建築的柱からかなりの意味の拡がりがあるという事実から推察すれば、この単語が非常に歴史の古いものであると言わねばならない。

藤堂明保博士の「漢字語源辞典」によれば、部首「主」は、「主」という「燭台と炎」を表わす

もので「火がじっと直立して立つ」意味を持つ。現在の「あるじ」がこれで、柱にもこの様な意味が含まれているものと理解される。また「大漢和辞典」<sup>4)</sup>では、1.はしら(棟梁を受けて屋宇を支えるもの・物を支持するものの泛稱・はしらのように立っているもの)。2.ち(ことち・楽器の絃を支えるもの)。3.みき(幹基)。4.さを、5.他が頼りとするもの(物の中央となり、中心となって他の寄り頼むもの)。(以下、動詞の部は省略)といった意味が列挙されている。

国語「ハシラ」については、例えば「新訂・大言海」<sup>5)</sup>では名詞と数詞の接尾語とに項を分け、前者は「はしハ屋根ト地トノ間ニアル物ノ意、らハ助辭」、後者は「上代ハ、宮造ルニ、宮柱太知トタタへ、顯宗即位前紀ニ『築キ立ツル柱ハ、此家長ノ御心の鎮メナリ』トアリ、柱ノアマタ竝ミ立テルモノナレバ、皇子タチナド立チ竝ビマスヲ賀ギテ、幾柱ト譬へ申セルニカ」とある。これに対し「国語語源辞典」<sup>6)</sup>では、後者の説明を「はなはだ苦しい感がある」とし、建造物のハシラは神を数えるハシラとは別語で、ハシ(橋・梁)と関係があり、神を数えるハシラは、カシラ(頭)の転音ではないか、としている。いづれにしても、建造物の柱の場合は、ハシ・ラと分けて<sup>7)</sup>いる。

## II. 5 文献の属性

本稿の主題の場合、採用した5文献が重要欠く可からざるものである事は言うまでもないが、柱の各記述を見て行く前に、極く簡単に文献の成立を述べておくことにする。

○古事記 本書の序によれば、壬申の乱(672・弘文元年)後即位した天武天皇が、諸氏に残る帝紀(帝皇日継)と本辞(先代旧辞)の虚偽を削除し統一を図る事を目的とし古事記編集の勅令を下したとされる。天皇の崩御(686・朱鳥元年)に伴い計画は中断のままとなっていたが、後年元明天皇により再開され(711・和銅4年)、太朝臣安万侶によって翌和銅5年献上されたのである。上・中・下巻で構成され、上巻は序と神代、中巻は神武朝より応神朝、下巻は仁徳朝より推古朝の記事をそれぞれ収録している。

○日本書紀 続日本紀の養老4年(720)五月癸酉の条にあるように、<sup>8)</sup>この年、本書が完成した事が認められる。編纂開始の年は諸説あって明らかではないが、古事記再開時期と同じ元明朝の代に編纂事業が最盛期であったとされている。30巻の構成で、神代から持統朝までが収録されている。全文を概観すると、古事記に比べ国書としての体裁は充実しており、各記事について別書の伝承も掲載している。よって、古事記の文脈の連続性に比べ本書の解説記事的性格が特徴として挙げられる。また本書の文体は、漢文体の修辞や表現が多く、編纂に当たってはかなりの改訂・増補が行なわれたものと思われる。

○祝詞 祝詞は延喜式50巻の第8巻に収められている。古代の制度の根本となる律・令・格・式の内の一つで、延喜式自体は延喜5年(905)に命が下り延長5年(927)に成立したものであるが、祝詞は、延喜式の一部である弘仁式(弘仁11〔820〕年)40巻の中に既に存在するものである。祝詞の各々の年代を確定する資料は乏しいが、例えば祈年祭・出雲の国の造の神賀詞は飛鳥の京か<sup>9)</sup>藤原京の時代の頃と推定されているし、春日の祭は神護景雲2年(768)以前の奈良時代<sup>11)</sup>に成立し<sup>10)</sup>

たらしい。また六月の晦の大祓・大殿祭・中臣の寿詞なども古いとされている。

○万葉集 主に大伴家持の編集になるとされる本書は、記述に従えば仁徳朝時代から天平宝字3年(759)までをその収録範囲とする。全20巻であるが必ずしも時代順にはなっていない。底本の解説では、全体を萌芽時代(推古朝まで)・第一期(舒明朝から<sup>12)</sup>壬申の乱<sup>13)</sup>まで)・第二期(天武朝から平城遷都<sup>14)</sup>まで)・第三期(平城遷都から天平5年<sup>15)</sup>まで)・第四期(天平宝字3年<sup>16)</sup>まで)の5つの時期に分け、更に大きく第二期までを前期、それ以後を後期として歌風の分類を定義している。尚、萌芽時代と第一期の終わりは、それぞれ古事記・日本書紀の終わりと重ねている。

○風土記 元明朝和銅6年(713), 朝廷の命を受け、諸国がその地方の地誌・伝承を編纂したものがここに言う風土記である。唯一の完本である出雲国風土記を含む五ヶ国風土記(播磨・常陸・豊後・肥前)とその他諸国の逸文が現伝している。常陸や九州諸国の風土記は中央役人藤原宇合派遣のもとで編述が監修されたとされ、必ずしも諸国の差異が卒直に表現されていない場合も考えられるが、それでも尚特色はあるので貴重な資料である。

### III. 文献に見る「柱」

5文献を通じ出現した漢字「柱」の総数は214件に上る。これらを文献別に、建造物としての柱・数詞の接尾語としての柱・上記二者以外の柱、という3種の件数を表にしてみると下表Aのようになる。

表-A 各文献に見る内容別件数

	建造物としての柱	数詞の接尾語	左記以外	計
古事記	6	142	2	150
日本書紀	22	0	5	27
祝詞	17	4	0	21
万葉集	9	0	0	9
風土記	2	5	0	7
計	56	151	7	214

表Aで触れておかなければならないのは、数字の上だけで見れば古事記が異端的存在であることである。特に接尾語としての用例が異常に多いことが特徴として挙げられる。しかし、この数字は漢字「柱」を伴った例の数字であるので、例えば書紀では、その項は0となっているが、実際は古事記に見られる様な接尾語としての使用法が、「二神(フタハシラノカミ)」・「第三子(ミハシラニアタリタマフミコ)」・「佛像二軀(仏像フタハシラ)」などといった表記・施訓の型をとって現われてくる。だから表Aからだけでは古事記を特殊な文献と見るのは妥当ではない。文献の性格から考えれば、祝詞や万葉集の方が特殊である事を考慮に入れるべきであると考えられる。

さて、これから各記述を見ていくのであるが、表Aに従い、先ず建造物としての柱から述べることにする。尚、内容によっては複数の文献に出現する柱もあるので、その場合は各文献の記述を

同時に扱うことにする。

文献略語表

古事記	—	記
日本書紀	—	紀
祝詞	—	祝
万葉集	—	万
風土記	—	風

Ⅲ A 建造物としての柱

Ⅲ A-1 天の御柱の類 (12件)

「天の御柱」に属する柱は、12件6種が記紀と祝詞に見出される。特に記紀では、イザナギ・イザナミの2神が、天地開闢の後に自らが作ったオノゴロ島に降り夫婦となって国生みを行なう件りとともに現われる重要な柱であり、当時の柱の象徴的性格が強く表われているものである。

○その島に天降りまして、<sup>①</sup>天の御柱を見立て、八尋殿を見立てたまひき。…(中略)…ここに伊邪那岐命詔りたまひしく、「然らば吾と汝とこの<sup>②</sup>天の御柱を行き廻り逢ひて、美斗能麻具波比為む」とのりたまひき。(しかし、天の御柱を回った後、イザナミから先に声を出してしまう為に国生みは失敗し、天つ神に相談して再び)故爾に反り降りて、更に其の<sup>③</sup>天の御柱を先の如く往き廻りき。(そして次々と国を生んでいく。) (神代記)

○二の神、是に、彼の鳴に降り居して、因りて共為夫婦して、洲國を産生まむとす。便ち碓馭慮鳴を以て、<sup>④</sup>國中の柱として、陽神は左より旋り、陰神は右より旋る。<sup>⑤</sup>國の柱を分巡りて、同じく一面に會ひき。 (神代上紀第四段本文)

○二の神、彼の鳴に降り居して、八尋之殿を化作つ。又天柱を化豎つ。…(中略)…即ち天柱を巡らむと約束りて日はく、「妹は左より巡れ。吾は當に右より巡らむ」とのたまふ。…(記と同様国生みに失敗して)…故、二の神、改めて復柱を巡りたまふ。(神代上紀第四段一書第一)

○初め、伊奘諾・伊奘冉尊、柱を巡りたまひし時に、陰神先づ喜の言を發ぐ。既に陰陽の理に違へり。 (神代上紀第四段一書第二)

○(イザナギ・イザナミは国生みを終えた後、日の神オオヒルメノムチを生み、その光華明彩を2神は喜んで)「我が息多ありと雖も、未だ若此靈に異しき兒有らず。久しく此の國に留めまつるべからず。自づから當に早に天に送りて、授くるに天上の事を以てすべし」とのたまふ。是の時に、天地、相去ること未だ遠からず。故、天柱を以て、天上に擧ぐ。(神代上紀第五

段本文)

- (崇神天皇の御代に大凶作が何年も続き、これが竜田の神の災いであると天皇の夢に神託があり)「天の下の公民の作り作る物を、<sup>あ</sup>悪しき風荒き水に相はせつつ、成したまはず<sup>ひな</sup>傷へるは、我が御名は天の御柱の命・<sup>⑩</sup>國の御柱の命」と、御名は悟しまつりて。(祝・龍田風神祭)

以上12件である。①から⑩までは同じ件りに現われ、「天の」・「國中の」・「國の」・「天」という差異は認められるものの、必ず「ミハシラ」という語がその後ろに施訓されている。漢字「柱」をミハシラと施訓する例は他には見られず、ハシラでは無いこのミハシラが、特に当時固有名詞的に扱われていたと推察されるのである。換言すれば、少なからぬ人達にとってかなり習慣化したイメージが存在していたのでは無いだろうか。

①から⑩に共通して言える点を挙げると、八尋殿と対で登場している事、国生みの為の結婚に付随する儀式として組み入れられている事である。更に個別的に付加される意味として④では島をミハシラとしている事、⑩では高天の原と下界との連絡橋としての渡しとして扱っている事などが挙げられる。八尋殿は性行為(ミトノマグハヒ)の場所と見る事ができるから、ミハシラは、それまで兄妹神か単なる男女神か不明であった関係を明確に夫婦にする為の婚儀の象徴であると言えるであろう。もし、このミハシラが「天の御柱」と言うが如く非常に大きなものであるならば、2神が両方から回り出会ってあたかも初めて会うかの様に声をかけ合う事は、この記述の中では自然である。④のように島と解釈してもこれは同様であり矛盾は生じないであろう。

さて、⑩であるが、これは婚儀の象徴とは全く意味が別である。この橋としてのミハシラは次の記述とも絡んで古く溯り得る可能性を持つ。丹後國風土記の天椅立の条りに、アマノハシダテの名の由来として、

然云ふは、<sup>くにう</sup>國生みましし大神、<sup>いさな</sup>伊射奈<sup>あめ</sup>藝命、<sup>あめ</sup>天に通ひ行でまさむとして、<sup>はし</sup>椅を作り立てたまひき。故、<sup>たて</sup>天の椅立と云ひき。神の御寝ませる<sup>間</sup>間に<sup>たれ</sup>伏しき。

とあるように、ミハシラと言う語は無いものの、イザナギが登場することも考えると⑩が異端的存在であるとは言えない。

意味としては以上の様な訳だが、図像としてはどうであろうか。大木か島か、或いは特別な柱であろうか。④は前述のように島であると明言しているが一件しかない。しかし、島を柱に譬える例はもう一つ存在する。それは神代記に、イザナギ・イザナミが生んだ国の中に伊伎島があり、亦の名を「天比登都柱」としていることである。海原の中の孤島を称して付した名であろう。これらの例や⑩が示す様に自然界に存在する壮大な地形を出発点とする「天の御柱」からは大きく高く太いものを想像する事ができるのある。この場合、島・山・大木・巨大な柱の何れだとしてもその壮大さにおいては一致した感覚がある。「天の」が「高く天にまで聳える様な」と解釈されているのである。

しかし、もしそう解釈されていたとするならば、何故「國中の」・「國の」と変化するものが存

在したり、またその様な変化にさえ「柱」はハシラでは無くミハシラなのかという疑問が残る。前述した様に、書紀においては文体の操作が非常に強い。それは同時に文脈の矛盾や不都合を改訂する作業でもある。「天の」という形容が先にも述べた様に「天にまで達する様な」意味だとすれば、これは改めてはならぬ語句である。書紀には「天」が形容するミハシラもあるが、それは傍系としての一書の引用であり、本文は④や⑤の如く「國」が形容している。これは、例えば「天つ神、国つ神」が高天原の神（皇族の神）と下界の神（諸豪族の神）とに区別して記述されるのと同様の理を書紀筆録者が適用したのではないだろうか。天上界を記述するのに「天の」という尊称を付し、現実の世界と区別する表現は、書紀に限らず古事記にも多数見られる。国生みは神代のことではあるが、イザナギ・イザナミがミハシラを廻ったのは下界であるという不都合を見出し、「國中」と改めたのではないかと考えられるのである。「天の」という語が単なる天上界への尊称とすると、必ずしも壮大な柱とは限らない。伊勢神宮の非常に儀式化された「心の御柱」や出雲大社の、室内でも婚儀の十分に可能な「心の御柱」をミハシラと見る事ができるのではないだろうか。但し⑩では書紀本文として「天柱」がある。が、本文中でこの様な矛盾があるのは、⑩では、最高位の神格をもつオオヒルメノムチを天上界へ移す事が第一義となっている部分であるので、思いがけなくか、或いは矛盾を承知で「天柱」と記述したものと思われる。

以上述べた2つの像は、二者択一的なものでは無く、恐らく当事者でさえそれが伝承という古さからくる曖昧さを含んでいたのではないだろうか。国史編纂事業の出発点が、天皇の血統の正統性の強調と諸氏に残る伝承の虚像の修正にあるのであるから、この「天の御柱」に2つの系譜を見出す事は不自然ではないと思われる。

⑪⑫は<sup>17)</sup>竜田神社の祭神で、記紀の記述を受けて神格化したものとも思われるが不明である。引用文最後に記す様に風神を鎮める祝詞であるが、唯一柱との関連を見出すとすれば柱一木一山であり、風水害を起こす荒ぶる神を鎮めるという事になるのであろう。木の持つ生成力、山の恐怖感より神の存在を知り、神格化したものとしておく。

### III A-2 宮柱の類 (22件)

上代において宮殿を賞賛する際、定型に近い文体で使用されていた句に「底つ石根に宮柱太しり、高天の原に氷木たかしりて」がある。総数22件の内訳は、記3件、紀3件、祝12件、万4件であった。記紀については前項同様、同じ件りに相当するものもあるのでそれらは同時に扱うものとする。

- (オホナムチは兄弟の反感をかい、根の堅州國に逃げる。そこに坐すスサノヲはオホナムチに幾多の試練を課すが、スサノヲの娘の助けを得て、オホナムチは娘と根の堅州国を脱出するのである。逃げる2人を追うのを諦めたスサノヲはオホナムチに対して)「其の汝が持てる生大刀・生弓矢を以ちて、汝が庶兄弟をば坂の御尾に追ひ伏せ、亦河の瀬に追ひ撥ひて、意禮大国主神と為り、亦宇都志國玉神と為りて、其の我が女須世理毘売を嫡妻と為て、宇迦能山の山本に、

底津石根に宮柱布刀斯理，高天の原に氷椽多迦斯理て居れ。是の奴。」といひき。（神代記）

大国主が主人公となっているので、この宮殿を出雲大社と解釈する。底本頭注では生大刀・生弓矢を武力の象徴としている。宇都志國玉の神とは現実の国の御魂であるから、武力とともに宗教的支配力も持って太い宮柱を地面にどっしりと立て、千木を高く上げて宮殿を造れと言っているのである。つまり、武力と宗教的力との象徴として立派な宮殿を使っているのである。勿論、その支配が安定して強固なものであれという意味も含まれている。

○（天孫降臨に際し、高天原の天照大御神・高御産巢日神より派遣された建御雷之男神が、大国主神の子事代主神・建御名方神2神を服従させた後、大国主神自身に服従の意向を頼ねると）「僕が子等，二はしらの神の白す隨に，僕は違はじ。此の葦原中國は，命の隨に既に獻らむ。唯僕が住所をば，天つ神の御子の天津日繼知らしめす登陀流天の御巢如して，底津石根に宮柱布斗斯理，高天の原に氷木多迦斯理て治め賜はば，僕は百足らず八十垺手に隠りて侍ひなむ。亦僕が子等，百八十神は，即ち八重事代主神の御尾前と為りて仕へ奉らば，違ふ神は非じ。」とまをしき。（神代記）

○（②に同じく大国主が国譲りを迫られる件りであるが、書紀での高天原からの使者は経津主神・武甕槌神の2神で、彼らは大国主に以下のように告げる）「…夫れ汝が治す顯露の事は，是吾孫治すべし。汝は以て神事を治すべし。又汝が住むべき天日隅宮は，今供造りまつらむこと，即ち千尋の栲繩を以て，結ひて百八十紐にせむ。其の宮を造る制は，柱は高く大し。板は廣く厚くせむ。…」（神代下紀第九段一書第二）

書紀の本文においてこの内容に相当する部分では、唯だ「今我當に百足らず八十隅に，隠去れなむ」とだけ記載され、宮や柱に関する方式については触れられていない。古事記→書紀一書→書紀本文と柱の定型が崩されているのは明らかである。それは同時に「天つ神の御子の天津日繼知らしめす登陀流天の御巢如して」→「天日隅宮」→削除という式と符合している。「トダル」は底本頭注に、富足（とみだる）<sup>18)</sup>、琉球語テダ（太陽・日）ナルとある。<sup>19)</sup>また福山敏男博士は、トダルは祝詞大殿祭の「血乗（チダル）」と同じく宮殿の上方部分に関する言葉で、「千鳥破風」のチドリの古形か、とし、「天のミス」のスは、連子か格子の形をなすものか、又は草葺屋根を受ける為の垂木とその上に取り付けの棧（えつり）の交叉した状態とみてもよいが、本記述の場合「天つ神の御子の天津日繼知らしめすトダル天のミス」でむしろ宮殿全体を指しているとするべきだとされている。<sup>20)</sup>何れにしても即位を知らせる宮殿を賞賛する言葉であり、この宮殿と柱の制度との強い結び付きを弱めるものではない。特にこの記述においては、宮殿の主となるのは高天原に国を譲る側の大国主命である事を考えると、「宮柱フトシリ」という定型が簡素化や削除の方向に進むのは、その柱の制度或いは称賛の語句が日継の宮固有のものである為であろう。③の柱に関連して、

出雲國風土記には同じ内容が記載されている。参考までに引用する。

神魂命、詔りたまひしく、「五十足る天の日栖の宮の縦横の御量は、千尋の梶繩持ちて、百結び結び、八十結び結び下げて、此の天の御量持ちて、天の下造らしし大神の宮を造り奉れ」

(出雲國風、楯縫郡)

- (ホノニギノ命の天孫降臨に際し、天忍日命・天津久米命の2人が前を先導し日向の高千穂に降りる。)故爾に天忍日命、天津久米命の二人、天の石鞆を取り負ひ、頭椎の大刀を取り佩き、天の波土弓を取り持ち、天の眞鹿兒矢を手挟み、御前に立ちて仕へ奉りき。故、其の天忍日命、天津久米命是に詔りたまひしく、「此地は韓國に向ひ、笠沙の御前を眞来通りて、朝日の直刺す國、夕日の日照る國なり。故、此地は甚吉き地。」と詔りたまひて、底津石根に宮柱布斗斯理、高天の原に氷椽多迦斯理て坐しき。(神代記)

この件りにおいても引用文前半に見られる様に式力の強調が目立つ。最後の宮柱の句は幾分付加的で、武力と宮殿とで支配権を獲得した事を誇示していると言える。しかし、宮柱の句が、単に立派な宮殿に直接的に感じる財力や威厳だけを象徴しているのではない。雄略記に以下の如くの歌がある。

纏向の日代の宮は 朝日の日照る宮 夕日の日かける宮 竹の根の根垂る宮 木の根の根夢ふ宮 八百土よし い築きの宮 眞木さく 檜の御門 新管屋に 生ひ立てる 百足る 槻が枝は 上枝は 天を覆へり 中つ枝は 東を覆へり 下枝は 鄙を覆へり …

これは或る女が命乞いの為に天皇の前で詠んだ歌であるが、④の宮柱の句には、上の歌の「竹の根の」句以下で述べられている様な内容を暗示しているのではないであろうか。竹や木の根が広がる様に、又、木々の枝が四方を覆う様に、大地や天空を伝って天皇の威光が広がり、万民が知る所となるといった宮柱・氷木の象徴性を宮柱の句は含んでいると思われるのである。

- (神武天皇の大和支配完了を記述する件りに)故に古語に稱して日さく、「畝傍の檀原に、宮柱底磐の根に太立て、高天原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇を、號けたてまつりて神日本磐余彦火火出見天皇と日す。…」(神武紀元年正月)

引用文の文頭に明記されている様に、この句は筆録当時既に古語として受止められていた。故にこの宮柱の句では一層象徴性が中心的位置として浮上してくる。当事者には、殆んど図像としての宮柱の印象が薄く、④の宮柱の性格が強く意識されているとしてよいと思われる。ただ本件では「太しり」が「太しき立て」と訓まれ、「氷椽」が「搏風」と表記施訓されている。何れが古い形かは判断し難いが、「搏」には、うつ・たたく・たたかう・とる・とらえる、などの意味があり、

少なくともこの条で「搏」を当用したことは、その対句的存在としての宮柱を考える上で注目に値する。宮柱が大地に対し能動的立場として把えられていたのではなかったのだろうか。

祝詞と万葉集の宮柱を見る前に、書紀においてももう一件、宮の柱と思われるものをここで見ておきたい。

○時に菟狹國造の祖有<sup>うさきのくにのみやつこ</sup>り。號<sup>なづ</sup>けて菟狹津彦・菟狹津媛<sup>うさきつひこ</sup>と日<sup>うさきつひめ</sup>ふ。及<sup>い</sup>ち菟狹の川<sup>かは</sup>上<sup>かみ</sup>にして、<sup>⑥</sup>一柱<sup>あしひつかりのみや</sup>騰<sup>たの</sup>宮<sup>みや</sup>を造<sup>つく</sup>りて饗<sup>あむ</sup>奉<sup>たてまつ</sup>る。(神武即位前紀甲寅年十月)

「柱」の用字がされながら「ハシラ」と訓まれない3種のうちの一つである。原文には「阿斯毗菩徒鞅餓離能宮」の訓注も付されている。神武記には「足一騰宮」とあり施訓は同じである。本居宣長はこれを「宮の一方は宇沙川の岸なる山へ片かけて構へ、今一方は流の中に大なる柱を唯一つ建て支へたる構なるべし」と解釈しているが、一本柱の完全に独立した宮・がけの洞窟の入口に一本の梯子を立てた宮・一本支柱の滝から突き出た宮など種々可能性はあり、構造は不明である。唯だこれまでの宮柱とは異なり、宮の柱と言うより構造を表わす為の柱と見てよい。よって先に述べた様な象徴的性格は殆んど見られないのである。

以上記紀における宮柱の類を見てきたが、祝詞及び万葉集における宮柱とその他の柱については次号に譲ることとしたい。

## 註

- 1) 日本建築学会北陸支部研究報告集第26号 S.58.6
- 2) 底本を日本古典文学大系(岩波書店)とした。
- 3) 漢字「柱」を伴わずハシラと施訓される例、たとえば「二神」を「ニハシラノ神」,「僧一軀」を「ホフシヒトハシラ」などと施訓されるものは件数としては相当数に上り、使用法としては数詞としての場合に限られるので割愛した。
- 4) 諸橋徹次著
- 5) 大槻文彦著 S31.3.1 富山書房
- 6) 山中襄太著 '76.7.25 校倉書房
- 7) 他に次のような例が6)文中に挙げられている。  
朝鮮語hoatchin(わたり, 渡, 濟)の転義で, ラは諧調語尾。マオリ語, タヒチ語, ラロトンガ語, マンガレワ語のtira(mast)。タンナ語tila。フォトツナ語jira。マクラ語na-tire(mast)。サモア語tila(yard-rigging of ship)。ウヴェア語sira(yard)。トンガ語jird(yard of a canoe)などに接頭語ha(くpa)を添えたもの。
- 8) 「先<sup>レ</sup>是一品舍人親王奉<sup>レ</sup>勅修<sup>ニ</sup>日本紀<sup>一</sup>。去<sup>レ</sup>是功成奏上。紀冊卷系図一卷」
- 9) 672~694
- 10) 694~710
- 11) 710~784
- 12) 629~

- 13) 672
- 14) 710
- 15) 733
- 16) 759
- 17) 奈良県生駒郡立野の竜田神社
- 18) 古事記伝 本居宣長著
- 19) 安藤正次氏提唱
- 20) 日本建築史研究